

毎週火・金曜日発行(当日が休日に当たるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額を定めた件
- 選挙権を有する者の総数の五十分の一及び三分の一の数並びに福島県議会議員選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第七十九号

平成二十四年十二月十六日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百九十四条第一項第一号の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

選挙区 制限額

- 福島県第一区 二五、三四七、八〇〇円
- 福島県第二区 二四、二六一、八〇〇円
- 福島県第三区 二三、四九三、三〇〇円
- 福島県第四区 二二、六七七、六〇〇円
- 福島県第五区 二四、〇八八、八〇〇円

福島県選挙管理委員会告示第八十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数、同法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭

和三十一年法律第六十二号)第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)並びに地方自治法第八十条第一項に規定する福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、平成二十四年十二月三日現在において、次のとおりである。

平成二十四年十二月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三三一、四九二
- 二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 三三七、四三四
- 三 福島県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)

選挙区	選挙区	選挙区
福島市	田村市田村郡	一九、四二八
会津若松市	南相馬市相馬郡飯館村	二〇、〇三四
郡山市	伊達市伊達郡	二八、八〇四
いわき市	本宮市安達郡	一〇、六五四
白河市西白河郡	南会津郡	八、三八七
須賀川市岩瀬郡	河沼郡	六、七〇五
喜多方市耶麻郡	大沼郡	八、一七二
相馬市相馬郡新地町	東白川郡	九、五一九
二本松市	石川郡	一一、〇一八
	双葉郡	一八、八三〇

